

周波数割当計画 新旧対照表

(二重下線部分が変更箇所)

変更案	現行				
<p>第 1 総則 (略)</p> <p>2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="264 445 1084 592"> <tr> <td data-bbox="264 445 506 592">放送用</td> <td data-bbox="510 445 1084 592">放送を行うことを目的として開設するものであること(<u>電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。</u>)</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること(<u>電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。</u>)	<p>第 1 総則 (略)</p> <p>2 (略)</p> <table border="1" data-bbox="1153 445 1973 544"> <tr> <td data-bbox="1153 445 1395 544">放送用</td> <td data-bbox="1400 445 1973 544">放送を行うことを目的として開設するものであること</td> </tr> </table> <p>(略)</p>	放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること(<u>電気通信業務用の無線局に該当するものを除く。</u>)				
放送用	放送を行うことを目的として開設するものであること				

変更案

第 2 周波数割当表

(略)

第 3 表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
12.2 - 12.5	固定 公共業務用 一般業務用	
固定衛星 (宇宙から地球) J144 J145	電気通信業務用 公共業務用	
放送衛星 J146	電気通信業務用 放送用	<u>電気通信業務用への割当ては、電気通信役務利用放送法施行規則(平成 14 年総務省令第 5 号)第 2 条第 1 号に規定する衛星役務利用放送が行われる場合に限る。</u>
移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
12.5 - 12.75	固定衛星 (宇宙から地球) J144	
放送衛星 J146	電気通信業務用 放送用	<u>電気通信業務用への割当ては、電気通信役務利用放送法施行規則第 2 条第 1 号に規定する衛星役務利用放送が行われる場合に限る。</u>
移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	

(略)

現行

第 2 周波数割当表

(略)

第 3 表 10GHz-275GHz

国内分配 (GHz) (4)	無線局の目的 (5)	周波数の使用に関する条件 (6)
(略)	(略)	(略)
12.2 - 12.5	固定 公共業務用 一般業務用	
固定衛星 (宇宙から地球) J144 J145	電気通信業務用 公共業務用	
放送衛星 J146	放送用	
移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	
12.5 - 12.75	固定衛星 (宇宙から地球) J144	
放送衛星 J146	放送用	
移動衛星 (宇宙から地球)	電気通信業務用 公共業務用	

(略)